

質問回答

NO.	質問	回答
1	「組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況」の項目について質問です。 本社が移転し、エコアクション21の認定証に記載の住所と現在の住所地が異なっています。認定証の住所変更は現地審査後となるため、提案書の提出締切に間に合いません。その場合は、別紙様式①にその旨を記載しておけばよいでしょうか。	現在お持ちの証明書等の写しを提出いただいた上で、住所変更後の証明書は後日提出する旨、別紙様式①に記載いただければと思います。（なお、念のため、本社移転に係る移転前、移転後の住所が分かる書類も合わせて提出いただき、変更後の証明書の提出予定日も記載いただければと思います。）
2	入札説明書10（2）アに「電子調達システムで入札をする予定の者については、同システムにより、環境省競争参加資格（全省庁統一資格）審査結果通知書をPDF化し、証明書として入札者又は代理人等の電話連絡先を添付の上、令和7年11月6日（木）16時までに提出すること」とありますが、入札者又は代理人の氏名及び電話連絡先を記載したファイルを別途作成し、提出時に審査結果通知書とあわせてシステムにアップロードすればよいのでしょうか。電話連絡先の具体的な添付方法をご教示ください。	様式自由で、入札者又は代理人の氏名及び電話連絡先を記載したファイルを別途作成し、提出時に審査結果通知書とあわせてシステムにアップロード願います。
3	提案書4.1組織の実績について、「過去に類事業務の実績があれば、業務名、それぞれの概要等を記載すること」と記載されていますが、実績を証明するものとして、元請の場合は契約書写し、下請の場合は注文書・請書の写しの添付が必要でしょうか。	ご提示いただいた書類を添付いただければ幸いです。
4	別添5 評価基準表について 評価項目「4.1 組織の実績」の”得点配分”は、基礎点「一」、加点「20」となっています。一方で、”技術上の基準”の”基礎点”欄には、「・過去に同様の業務（官公庁または地方公共団体における類似の調査業務）の実績が2件以上ある。」の記載があります。 本項目は、”評価区分”が「任意」であるため、”基礎点”欄に記載の「・過去に同様の業務（官公庁または地方公共団体における類似の調査業務）の実績が2件以上ある。」および、”加点”欄に記載の「・本業務が目的とするデータ活用やその課題解決に関する専門知識、手法等の蓄積がある。」の双方を満たすことで、「加点」されると理解しておりますが、よろしいでしょうか。	評価基準表に修正漏れがあり申し訳ございません。 ご指摘の通り、”基礎点”欄の記載と”加点”欄の記載の双方を満たすことではじめて「加点」されます。 加点する点数については、提案書の内容を評価基準表に記載している基準に照らし合わせて採点させていただきます。
5	商号変更（社名変更）に伴う入札参加方式について 弊社は、2025年10月1日に商号変更（社名変更）がありました。そのため、全省庁統一資格を新たに取得し直す必要があり、現在手続き中です。 この場合、社名変更が発生した旨を添えて、旧社名のまま電子入札を行ってもよろしいでしょうか。それとも、様式2（電子調達案件の紙入札方式での参加について）を添えて紙入札にて参加するのがよろしいでしょうか。	入札までに新社名で電子入札できないのであれば、紙入札で入札いただければと思います。その際は、旧社名での全省庁統一資格を提示しつつ、社名変更を示す書類を添付いただければと存じます。
6	仕様書2（4）（イ）①にて、ユースケースに係る情報収集に関する調査の1つとして、「ヒアリング（謝金の発生は想定していない。）等により調査を行うこと」と記載がございます。謝金が発生することは想定されていないと書かれているため、貴省においてヒアリング候補者を想定されているものと認識しております。ヒアリング候補者の選定及びそれに付帯する調整は、貴省にて実施いただく想定でしょうか。貴省と本業務の受注者の責任分界点を把握するため、確認させていただきたいです。	ヒアリングを調査方法としてご提案いただきました場合には、ご提案いただいたヒアリング対象の属性に応じて、弊省にて、候補者を選定することは可能でございます。選定に際して、謝金が生じる相手先を候補とすることはできない、とご認識ください。また、ヒアリングに係る調整の実施主体につきましては、業務開始後ヒアリング対象の属性に応じて協議させていただければと存じますが、可能な限り受託者に調整いただくことを想定しております。 「ヒアリング等により調査を行うこと」としております通り、ヒアリングは調査方法の1つであるため、これに限らず実施方法をご提案いただけますと幸いです。

7	「組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況」について、評価基準表の4.2にて、「事業者の経営における事業所（以下「本社等」という。）において、ISO14001、エコアクション21、エコステージ、エコ・ファースト制度、地方公共団体や国際非政府組織等による認証制度等の第三者による環境マネジメントシステム認証取得等の有無を記載し、有の場合は認証の名称を記載するとともに、証明書等の写しを添付すること」と記載がございます。弊社では現在、当該認証を取得済の海外拠点に倣い、当該認証の取得に向けて準備を進めている状況です。弊社の認証取得に向けた準備状況をご提案しつつも、「本社等」には海外拠点の実績も含められると認識しており、提案に含めてよいか「本社等」の示す範囲を確認させていただきたいです。	当該海外拠点が、御社と同一事業者の経営ということであれば含めていただいても構いませんが（その場合、同一事業者が経営されていることがわかる資料をご提出願います）、そうではないのであれば、含まれません。
8	入札説明書 様式6、8 仕様書別紙3について 本件では、個人情報の取り扱いは想定しておりませんが、認識に齟齬はないでしょうか。そのためこれら様式について提出も不要と考えております。	受託後必要が生じた場合に提出いただくことを想定しております。 例えば、特定個人へのヒアリングを実施する必要が生じた場合等を想定しておりますが、ご指摘の通り、これらは必須要件ではないため、ご認識に齟齬はございません。 ※参考 別紙3 令和7年度鳥獣保護管理事業における統計データ活用に係る調査業務に係る個人情報の管理について 該当する要件：7.個人情報等の取扱い>（2）個人情報、個人関連情報、特定個人情報等、仮名加工情報及び行政機関等匿名加工情報（以下、個人情報等という。）の取扱いに係る事項について環境省担当官と協議の上決定し、書面にて提出すること。なお、以下の事項を記載すること。
9	仕様書 別紙1、2について こちらの書類の提出が必要なタイミングをご教示ください。	記載が明瞭でなく失礼いたしました。別紙1、2ともに受託後に提出いただく書類でございます。別紙1は業務開始時に、別紙2は業務終了時にご提出をお願いいたします。 ※参考 別紙1：令和7年度鳥獣保護管理事業における統計データ活用に係る調査業務に係る情報セキュリティ対策の実施方法等について 該当する要件：6. 情報セキュリティの確保>（3） 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。 別紙2：令和7年度鳥獣保護管理事業における統計データ活用に係る調査業務で実施した情報セキュリティ対策について 該当する要件：6. 情報セキュリティの確保>（7）請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。
10	評価基準表4.1について この項目について、基礎点は配点されておりますが、技術上の基準欄には基礎点に関する基準の記載があります。この項目に基礎点も存在するのでしょうか。	評価基準表に修正漏れがあり申し訳ございません。 ご指摘の通り、”基礎点”欄の記載と”加点”欄の記載の双方を満たすことではじめて「加点」されます。 加点する点数については、提案書の内容を評価基準表に記載している基準に照らし合わせて採点させていただきます。
11	仕様書 2.（4）.（エ）の3つめの・について 「システム投資額、システム化による効果」については、複数以上のシステムベンダーへの見積依頼と金額の精査等が必要ですが、本件のタイトなスケジュールにおいて、見積を取得するための時間の確保は難しいと考えます。見積取得の有無、実施方法について、本業務開始後に調整することは可能でしょうか。	ご認識の通り、該当要件の実現方法に関しては、受託後の協議により確定することで問題ございません。
12	仕様書 3. 履行期限について 履行開始日について確認させてください。本調達に係る業務実施内容及び作業量を考慮するに落札日（契約締結日）の翌営業日11/17（月）には履行着手と認識していますが、認識齟齬等ないか貴省想定があればご教示いただけますと幸いです。	契約が締結されていれば業務は履行可能ですので、11/17（月）に契約が締結できていれば速やかに履行開始いただく想定でございます。

13	<該当項目> 調達仕様書 / p.7 / 2.(4).(ア) <質問内容> “調査の必要性からヒアリング調査等を実施する場合、関係者への依頼・連携が必要であるため、実施概要や役割分担を明確にすること。”と記載がありますが、ヒアリング対象関係者を貴省経由にてつないでいただくことも可能でございますでしょうか。 また、ヒアリング対象とする関係者については、選定の上貴省より承認をいただければ貴省にて既存のコネクションが存在する範囲外の関係先への依頼についても問題ございませんでしょうか。	ヒアリング対象関係者に弊省経由にて打診することも可能でございます。また、弊省にて既存のコネクションが存在する範囲外の関係先への依頼についても問題はございません。 その際に、謝金が生じる相手先を候補とすることはできない点や、過去の調査等ですでにヒアリングを依頼している等により、難しい場合もある点はご了承ください。
14	<該当項目> 調達仕様書 / p.8 / 2.(4).(イ) <質問内容> “「鳥獣関係データユースケース一覧」を作成すること。（おおむね10例程度を想定。1事例あたりA4で2～4ページ程度、提出は電子データを想定）。」”と記載がありますが、10例以上ユースケース案を策定した場合については、貴省にて10例選定されるものとなりますでしょうか。	おおむね10例程度を想定しているため、策定いただいたユースケースを10例に選定することは想定しておりません。実際の作業にあたりましては、作業期間等を鑑みて、作業可能なユースケース数を協議させていただきながら、ユースケース案を策定していただくことを想定しております。
15	<該当項目> 調達仕様書 / p.11 / 7 <質問内容> 個人情報等の取り扱いについて言及がありますが、本調達にて取り扱いを想定されている、また貴省より提供を想定されている個人情報はどうのようなものでしょうか。	例えば、特定個人へのヒアリングを実施する必要が生じた場合等を想定しておりました。弊省から個人情報を含むデータ（例えば狩猟者の情報）をご提供する想定はございません。
16	<該当項目> 調達仕様書 / p.17-21 / 別紙1,2,3 入札説明書 / p.19,20 / 様式6 <質問内容> 以下書類については、契約後に提出が必要な書類であり、提案書等提出時、また入札時には提出不要である認識で正しいでしょうか。 -調達仕様書 ・別紙1：令和7年度鳥獣保護管理事業における統計データ活用に係る調査業務に係る情報セキュリティ対策の実施方法等について ・別紙2：令和7年度鳥獣保護管理事業における統計データ活用に係る調査業務で実施した情報セキュリティ対策について ・別紙3：令和7年度鳥獣保護管理事業における統計データ活用に係る調査業務に係る個人情報の管理について -入札説明書 ・様式6：令和7年度鳥獣保護管理事業における統計データ活用に係る調査業務に係る個人情報の管理について	ご認識の通りで問題ございません。
17	<該当項目> 入札説明書 / p.4 / 7. <質問内容> 提案書につき、企業名を記載したものを一部、企業名を記載していないものを一部それぞれ提出が必要となりますでしょうか。	提案書に関しましては、いずれも企業名を記載いただくことで問題ございません。
18	<該当項目> 提出書類全般 <質問内容> 提案書等提出時、また入札時に提出が必要な書類のうち、捺印を必須とされている書類はございますでしょうか。	特にありません。